

# 下関市立大学における公的研究費の不正使用に係る調査要綱

平成 27 年 3 月 31 日制定

改正 令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人下関市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程（平成 19 年規程第 112 号。以下「不正防止規程」という。）第 16 条の規定に基づき公的研究費の不正使用に係る調査（以下「調査」という。）に関し必要な事項を定める。

(協議会の構成)

第 2 条 不正防止規程第 14 条に規定する研究費不正問題協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「協議委員」という。）は、理事長、学長、副学長（研究担当）、事務局長をもって充てる。

2 協議会の議長は、理事長とする。

(調査の要否の報告)

第 3 条 理事長は、告発等を受け付けた場合、告発等の受付から 30 日以内に、協議会に諮ったうえで告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関等に報告する。

(公的研究費の使用停止措置)

第 4 条 理事長は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、協議会に諮ったうえで調査対象となっている研究費の使用停止を命ずることができる。

(調査)

第 5 条 理事長は、調査が必要と判断した場合、研究費不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(調査委員会の業務)

第 6 条 調査委員会は、以下の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正の有無及び不正の内容の調査
- (2) 不正に関与した者及びその関与の程度の調査
- (3) 不正使用の相当額の調査
- (4) その他必要とされる調査
- (5) 前各号に掲げる調査により不正使用が行われたことが確認された場合の不正使用の認定
- (6) 協議会への調査結果の報告

(調査委員会の構成)

第 7 条 調査委員会の委員（以下「調査委員」という。）は 5 名で構成し、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者を含めることとする。

2 第三者の調査委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないものとする。

3 調査委員は、理事長が任命する。

4 調査委員会に委員長を置き、調査委員の互選により選出する。

5 委員長は、調査委員会の会議の議長となる。

(配分機関等への報告)

第8条 協議会は、調査委員会の調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法を配分機関等に報告し協議する。

2 協議会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等からの求めに応じ、当該事案に係る資料を提出し、若しくは閲覧に供し、又は現地調査を受ける。

3 協議会は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む配分機関等への最終報告を行う。ただし、調査中の場合は中間報告を行う。

4 協議会は、不正の事実が一部でも確認された場合又は配分機関等に求められた場合は、中間報告又は進捗状況報告を行う。

(認定後の措置)

第9条 調査委員会による調査により、不正行為があったと認定されたときの懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等については、公立大学法人下関市立大学職員就業規則(平成19年規則第3号)、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則(平成19年規則第4号)又は公立大学法人下関市立大学臨時有期雇用職員就業規則(平成21年規則第8号)に基づくものとする。

(通報者及び調査協力者の保護)

第10条 理事長は、公的研究費の不正に関する告発等を行った者及び調査委員会が行う調査に協力した者が、告発または情報提供を行ったことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けないよう、十分に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第11条 協議委員、調査委員、当事者及びその他関係者は、職務上等で知り得た情報に関する秘密を厳守し、関係者すべてのプライバシーと人権を尊重しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。